

# 地方分権改革20年の総括と今後の展望

平成26年6月30日

地方分権改革有識者会議座長

神野 直彦

# 地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯		
宮澤内閣 (H3.11 ~ H5.8)	H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)		第1次分権改革
細川内閣 (H5.8 ~ H6.4)			
羽田内閣 (H6.4 ~ H6.6)			
村山内閣 (H6.6 ~ H8.1)			
橋本内閣 (H8.1 ~ H10.7)			
小渕内閣 (H10.7 ~ H12.4)	H11.7 地方分権一括法成立		
森内閣 (H12.4 ~ H13.4)	H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)	H8.12第1次 ~ H10.11第5次勧告	
小泉内閣 (H13.4 ~ H18.9)			
安倍内閣 (H18.9 ~ H19.9) (第1次)	H18.12 地方分権改革推進法成立	第2次分権改革	
福田内閣 (H19.9 ~ H20.9)	H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)		
麻生内閣 (H20.9 ~ H21.9)	H20.5第1次 ~ H21.11第4次勧告		
鳩山内閣 (H21.9 ~ H22.6)			
菅内閣 (H22.6 ~ H23.9)	H23.4 国と地方の協議の場法成立		
	4 第1次一括法成立		
	8 第2次一括法成立		
野田内閣 (H23.9 ~ H24.12)			
安倍内閣 (H24.12 ~ ) (第2次)	H25.6 第3次一括法成立		
	12 権限移譲等の見直し方針(閣議決定)		
	H26.5 第4次一括法成立		

# 地方分権改革のこれまでの成果

## 第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成

国の関与の新しいルールの創設(国の関与の法定化等)

権限移譲 例:農地転用(2~4ha)の許可権限(国 都道府県)

等

## 第2次地方分権改革

項目	成果
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%)
国から地方への事務・権限の移譲等	検討対象とされた96事項に対し、66事項を見直し(69%)
都道府県から市町村への 事務・権限の移譲等	検討対象とされた169事項に対し、113事項を見直し(67%)
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律の成立(H23.4)

第1次一括法から第4次一括法等により対処

# 地方分権改革の成果（例）

# ～義務付け・枠付けの見直し～

## 地域課題への柔軟な対応が可能に

従来は、法令で全国一律の基準が定められていたが、国の地方に対する義務付けの見直しにより、地方公共団体が、条例で独自の基準を定められるようになり、各地域の課題を柔軟に解決できるようになった。

## 「坂の街」長崎市の新たな道作り（長崎市）

### 道路の構造基準

従来

国基準で、道路勾配を12%以下に義務付け



現在

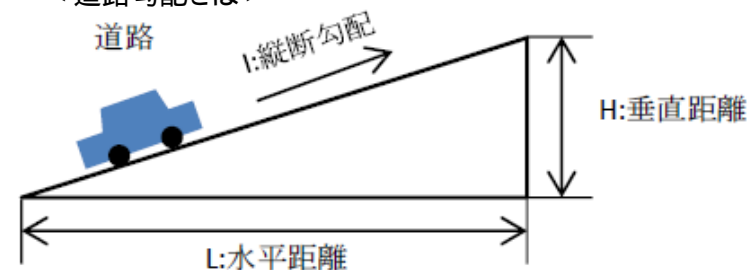
条例で、17%以下に引き上げ(H24～)

効果

急坂の多い地域でも道路整備が可能となり、住民の利便性が向上するとともに、緊急時の車両通行が可能に



<道路勾配とは>  
道路



$$I (\%) = H / L \times 100$$

# 地方分権改革の成果（例）

# ～ 国から地方への権限移譲～

## 地域の実情に応じた総合的・効率的な行政サービスが可能に

従来は、一連の事務を国と地方で分担して行っていたが、国から地方への権限移譲により、地方が当該事務を一元的に実施できるようになり、地域の実情に応じた総合的・効率的な行政サービスが可能に。

### 自家用有償旅客運送に係る登録・運行の監督

【自家用有償旅客運送】  
過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度

従来

国（運輸支局）が実施



来年4月から

希望する市町村へ移譲（手挙げ方式）

（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲）

あわせて、運行主体を弾力化

（法人格のないボランティア団体などを追加）

効果

市町村において自家用有償旅客運送の事務を一元的に実施することにより、総合的・効率的な行政サービスが可能に

（従来は、自家用有償旅客運送の運営協議会は市町村が、登録や運行の監督事務は国（運輸支局）が実施）

# 地方分権改革の成果（例）

# ～ 都道府県から市町村への権限移譲～

## 二重行政を解消し、行政サービスの総合性・効率性が向上

従来は、同一分野の施策を都道府県と市町村で分担して事務を処理していたが、権限移譲により、市町村が事務全体を一括して担当することができ、効率的な行政運営ができるようになるとともに、住民にとっても窓口の一元化が図られた。

## 子育て相談の窓口一元化（神奈川県開成町）

### 未熟児の訪問指導

（0歳の未熟児の保護者に対して保健師が実施）

従来

都道府県が実施

（指定都市、中核市、保健所設置市も実施）

現在

H25から全市町村が実施

効果

保護者にとって母子保健の窓口が市町村に一元化

（従来は、母子健康手帳交付、乳幼児健診等の事務は市町村、未熟児の訪問指導は県が実施）



開成町における支援状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新生児家庭全戸訪問	179件	153件	143件
未熟児訪問指導	※	※	11件

※平成24年度以前の未熟児訪問指導は神奈川県が実施



## 行政サービスのワンストップ化

運用改善により、地方公共団体が事務全体を一括して担当できるようになることで、住民にとって窓口のワンストップ化が図られる。

## ハローワークの求人情報のオンライン提供

従来

地方公共団体は就労支援や生活支援を、ハローワークは無料職業紹介を、それぞれ実施



本年9月から

ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供  
(厚生労働省が開発した閲覧用ソフトを開発し、地方公共団体に無償提供することにより、実負担ゼロを実現)

効果

地方公共団体において、若者やひとり親家庭の就労支援や生活支援を実施する場合、職業紹介を含むワンストップサービスが可能に

# 地方分権改革の推進体制

【内閣としての政策検討・決定】

## 地方分権改革推進本部 (閣議決定で内閣に設置)

本部長：安倍内閣総理大臣(本部長)

副本部長：菅 内閣官房長官

新藤内閣府特命担当大臣  
(地方分権改革)

本部長：その他全閣僚

【有識者による調査審議】

## 地方分権改革有識者会議 (地方分権改革担当大臣の下で開催)

座長	神野直彦	東京大学名誉教授(財政学)
座長代理	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授(行政法)
構成員	柏木 斉	(株)リクルートホールディングス 取締役相談役(経済同友会地方分権・道 州制委員会委員長)
	後藤春彦	早稲田大学創造理工学部(都市計画)
	白石勝也	松前町長(愛媛県)
	勢一智子	西南学院大学教授(行政法)
	谷口尚子	東京工業大学准教授(政治学)
	古川 康	佐賀県知事
	森 雅志	富山市長

## 専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資する議論を行う

これまでの専門部会  
雇用対策部会(小早川部会長)  
地域交通部会(後藤部会長)  
農地・農村部会(柏木部会長)



# 地方分権改革のミッションとビジョン

## Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

### Vision 1 . 行政の質と効率を上げる

- ・ 住民サービスの質を上げる
- ・ スピード感のある政策実行
- ・ 総合的なサービス提供
- ・ 国と地方の重複業務の解消
- ・ 電子行政などイノベーションの導入

地域における責任ある判断ができるよう  
更なる地方に対する規制緩和と権限移譲

住民に幸せをもたらし、  
元気を育てる

### Vision 2 . まちの特色・独自性を活かす

- ・ 個性や地域の資源を活かす
- ・ 独自の発想による施策
- ・ 地域課題の解決
- ・ 各地域の競い合い

### Vision 3 . 地域ぐるみで協働する

- ・ 様々な活動主体を有機的に結びつける
- ・ 住民と自治体の相互の信頼関係
- ・ 多様な人材の活躍
- ・ 地域間の更なるネットワーク

## 新たなステージにおける地方分権改革の基本的な在り方

従来からの課題への取組に加え、地方の **発意** と **多様性** を重視した改革を推進

地方に対する権限移譲・規制緩和の提案を募る **「提案募集方式」** を開始

募集期間 5月20日～7月15日

制度改正の効果や現行制度の支障事例を明示して提案

特に重要な事項は、有識者会議・専門部会で集中的に調査・審議  
年末までに政府の方針を決定し、必要に応じ法案を国会に提出

個々の地方公共団体の希望に応じ選択的に移譲する

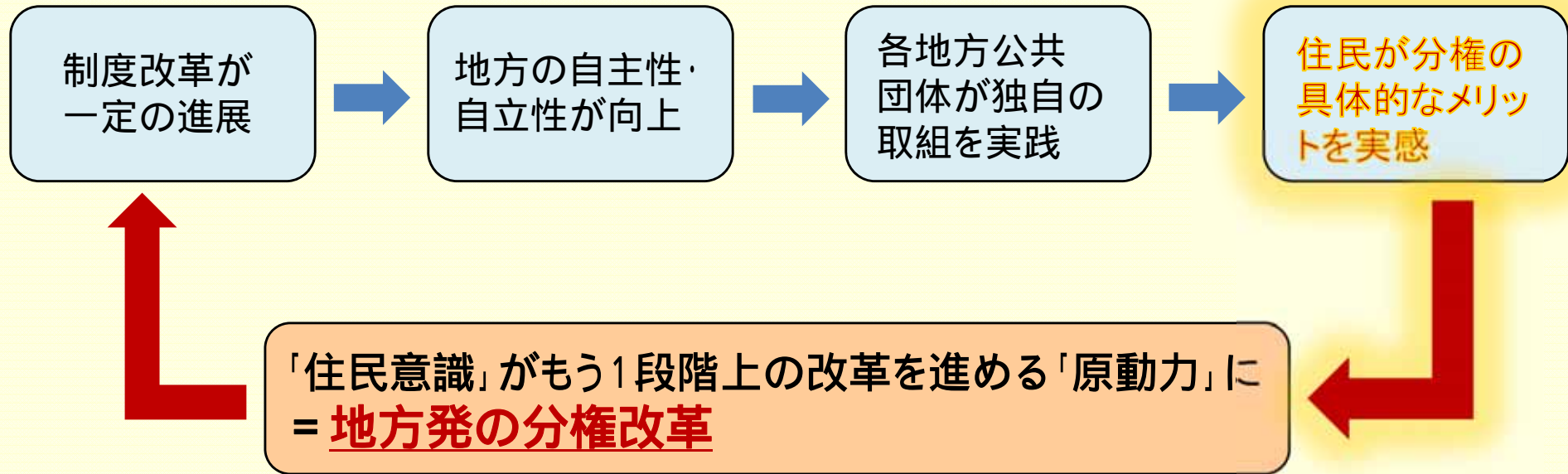
**「手挙げ方式」** を活用

他の地域への波及も期待

地方分権改革有識者会議の **専門部会** を活用して、議論を深掘り

これまで、雇用対策部会、地域交通部会、農地・農村部会で  
一定の成果

# 新たなステージにおける地方分権改革の好循環の形成



優良事例集の作成、SNSの活用や全国シンポジウムの開催等により、情報発信を強化

優良事例の「横展開」を図り、地方の実践を促進

分権改革の担い手強化

- ・ 「分権改革の旗手」のネットワーク化
- ・ 意識啓発・研修 など

# 個性を活かし自立した地方をつくる

## ～ 地方分権改革の総括と展望(概要)～

### これまでの地方分権改革

#### 地方分権改革の理念を構築

- 国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

#### 国主導による集中的な取組

- 時限の委員会による勧告方式

#### 地方全体に共通の基盤制度の確立

- 機関委任事務制度の廃止
- 国の関与の基本ルール確立

#### 法的な自主自立性の拡大

- 自治の担い手としての基礎固め

#### 地方分権推進に向けた世論喚起

- 地方分権の意義を普及啓発

### 個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

#### 改革の理念を継承し発展へ

- 個性を活かし自立した地方をつくる

#### 地方の発意に根ざした息の長い取組へ

- 地方からの「提案募集方式」の導入
- 政府としての恒常的な推進体制の整備

#### 地方の多様性を重んじた取組へ

- 連携と補完によるネットワークの活用
- 「手挙げ方式」の導入

#### 真の住民自治の拡充 財政的な自主自立性の確立

- 自治の担い手の強化

#### 改革の成果を継続的・効果的に情報発信

- 住民の理解と参加の促進



## 改革の「総括」 ~ 地方分権の基盤の確立 ~

第1次分権改革(H7~11):**国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ**

例: 機関委任事務制度の廃止、国の関与の基本ルールの確立

第2次分権改革(H19~):**数多くの具体的な改革を実現**(地方に対する権限移譲、規制緩和等)

権限移譲等(国 地方 66事項(実施率69%)、都道府県 市町村 113事項(67%)、義務付け・枠付けの見直し(975事項(74%))

## 今後の「展望」 ~ 新しいステージの改革の取組 ~

### 改革の使命・目指す姿

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

Vision ビジョン

- ・ 行政の質と効率を上げる
- ・ まちの特色と独自性を活かす
- ・ 地域ぐるみで協働する

### 改革の進め方

#### 1 提案募集方式の導入

- ・ 個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る方式

#### 2 手挙げ方式の導入

- ・ 個々の団体の発意に応じ選択的に移譲する方式

#### 3 政府の推進体制の整備

- ・ 地方の提案を恒常的に受け止め、スピード感を持って実現を図る体制

#### 4 効果的な情報発信

- ・ SNSの活用、地方の優良事例発信、全国シンポジウムの新規開催など

### 目指すべき方向

- 1 国と地方の役割分担の見直し(権限移譲等)
- 2 地方に対する規制緩和の推進
- 3 地方税財政の充実強化
- 4 重要な政策分野(土地利用等)に関する改革
- 5 改革の成果を実感できる情報発信の展開

### 今後地方に期待すること

#### 1 改革成果の住民への還元

- ・ 地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にする
- ・ 住民に分かりやすい情報発信に努力

#### 2 住民自治の拡充

- ・ 政策形成過程への参画、協働の推進、地方議会の機能発揮

#### 3 改革提案機能の充実

- ・ 専門性を有する人材の育成、政策法務の強化
- ・ 地方六団体の機能強化